

長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる  
条例施行要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、きれいなまちの実現並びに市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資するため、長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例（平成22年長野市条例第65号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(巡回指導員の設置等)

第3 条例に定める目的の達成に資するため、ポイ捨て・道路等における喫煙等防止巡回指導員（以下「巡回指導員」という。）を置く。

2 巡回指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

第4 巡回指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ポイ捨て、道路等における喫煙等、廃棄物の投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するための啓発活動
  - (2) 条例第14条の規定による指導又は勧告
  - (3) 条例第16条の規定による過料の賦課等
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、まちの美化の推進のため市長が定める業務
- (身分証明書)

第5 市長は、巡回指導員を任命したときは、巡回指導員に身分証明書（様式第1号）を交付するものとする。

4 巡回指導員は、第4に規定する業務に従事するときは、身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(重点地区の指定の告示)

第6 条例第12条第3項の規定による重点地区の指定の告示は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 重点地区の名称
  - (2) 重点地区の区域
  - (3) 当該重点地区内における過料の額
  - (4) 指定の効力が発生する日
  - (5) その他ポイ捨て及び道路等における喫煙を防止するため必要と認める事項
- (重点地区の変更又は解除の告示)

第7 条例第12条第4項の規定による重点地区の変更又は解除の告示は、次に掲げる事項（重点地区の解除にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を明らかにして行うものとする。

- (1) 変更又は解除に係る重点地区の名称

- (2) 変更後の重点地区の区域
- (3) 変更又は解除の効力が発生する日
- (4) その他重点地区の変更又は解除に関し市長が必要と認める事項  
(指定等の周知)

第8 市長は、重点地区を指定し、又は重点地区を変更し、若しくは解除するとき  
は、相当の期間を定め、必要な周知を行うものとする。

(標識等)

第9 市長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区内に標識等を設置するもの  
とする。

2 標識等には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 当該地区が重点地区であること。
- (2) 重点地区内においてポイ捨て又は道路等における喫煙をした場合の罰則に関す  
ること。
- (3) その他まちの美化の推進のため必要と認める事項

3 市長は、重点地区を変更し、又は解除した場合において、次のいずれかに該当す  
るときは、速やかに当該標識等の表示の内容を変更し、又は当該標識等を撤去する  
ものとする。

- (1) 当該変更又は解除に係る重点地区の区域内に標識等が設置されているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき。

(過料処分に係る告知等)

第10 条例第16条の規定による過料処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
255条の3の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知書（様式第2号）を手  
交し、又は送付することにより行うものとする。

(弁明書)

第11 弁明の機会の付与に対する弁明は、弁明書（様式第3号）によるものとする。

2 弁明書の提出期限は、第10の規定による告知書の手交又は送付のあった日の翌日  
から起算して14日を経過した日までとする。

(過料処分)

第12 条例第16条の規定による過料処分の通知は、過料処分決定通知書（様式第4  
号）によるものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。